

# 学校法人明星学園 寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人明星学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市緑区大字代山172番地に置く。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行ない、優秀な人材を育成するとともに、「建学の精神」たる「吾道一貫」思想の涵養を目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- |              |       |           |
|--------------|-------|-----------|
| (1) 浦和学院高等学校 | 全日制課程 | 普通科       |
| (2) 国際医療専門学校 | 専門課程  | 医療分野      |
| (3) 関東福祉専門学校 | 専門課程  | 教育・社会福祉分野 |
| (4) 明星幼稚園    |       |           |

## 第3章 役員および理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 理 事 | 8人 |
| (2) 監 事 | 2人 |

2. 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。  
理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) この法人が設置する高等学校の校長       | 1人 |
| (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者  | 3人 |
| (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 4人 |

2. 前項第1号および第2号の理事は、校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員

若しくは役員の配偶者または三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2. 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期と制限)

第8条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあつては、その職務を含む。)を行う。
4. 理事のうちには、各理事について、その親族または特別の関係がある者が1人をこえて含まれてはならない。
5. 監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であつてはならない。
6. 第4項、第5項でいう親族とは配偶者および三親等以内をいい、特別な関係とは経済的支配あるいは被支配者の関係にある者をいう。

(役員補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第10条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき
  - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき
2. 役員は次の事由によって退任する。
    - (1) 任期の満了
    - (2) 辞任
    - (3) 死亡
    - (4) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(会長理事)

第11条 この法人に会長理事を置くことができる。

2. 会長理事は、長年にわたり、この法人の理事として功労のあつたものの中から理事会の議決を経て選任する。
3. 会長理事は、この法人の業務に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ意見を述

べ、法人の意思決定および職務を補佐する。

(常務理事)

第12条 この法人に常務理事を置くことができる。

2. 常務理事は、この法人の理事のうち当法人を主たる勤務地として、週3日以上職務に従事するものうちから理事会の議決を経て選任する。
3. 常務理事は、理事長および会長理事の指示のもと、この法人の日常業務について監督実行する。

(理事長の職務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、また理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを埼玉県知事に報告し、または理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
2. 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。
  3. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめるこ

とを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所および日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
7. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は出席理事の互選によって定める。
9. 第16条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
10. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除外のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
11. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
12. 理事会の議事は法令および寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事長を含む理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
13. 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む)および日時並びに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事および監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。)若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のう

ちから互選された理事 2 人以上および出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3. 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常務理事会)

第 20 条 この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常務理事会を置く。

2. 常務理事会に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 評議員会および評議員

(評議員会)

第 21 条 この法人に評議員会を置く。

2. 評議員会は17人の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員および監事に対して、会議開催の場所および日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
7. 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
8. 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 前項の場合において議長は、評議員として議決に加わることができない。
12. 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 22 条 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2. 議事録には、出席した評議員および監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに

出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上および出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (4) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者 5人
  - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者の中から理事会において選任した者 3人又は4人又は5人
  - (3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 7人
  - (4) この法人の設置する学校を卒業した者の保護者の中から、理事会において選任した者 0人又は1人又は2人
2. 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
  3. 第8条第4項の規定は、評議員について準用する。この場合において同項中「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2. 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任および退任)

第27条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 資産および会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらの要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入される財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入される財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定のある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学料収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

2. 役員の地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

(会 計)

第 3 3 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算および事業計画)

第 3 4 条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務負担または権利放棄)

第 3 5 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、また権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算および実績の報告、剰余金等の処分)

第 3 6 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
3. 決算上剰余金を生じたときは、その一部または全部を基本財産もしくは運用財産中の積立金に組入れし、または以後の会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第 3 7 条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。次項および第3項において同じ。)を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿および寄附行為以外の書類にあっては、この学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除き、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第 3 8 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 3 9 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在より、会計年度終了後3ヶ月以



内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 第6章 解散および合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 埼玉県知事の解散命令

2. 前項第1号の事由による解散については埼玉県知事の認可を、同項第2号の理由にあつては埼玉県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合(合併または破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、埼玉県知事に認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、埼玉県知事に届け出なければならない。

## 第8章 補 則

(書類および帳簿の備付)

第45条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書

(2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類

(3) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、学校法人明星学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 附 則

1. この寄附行為は昭和52年12月22日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事(理事長)	高橋康造
理 事	高橋浅吉
理 事	高橋庄次郎
理 事	清水孝知
理 事	斎藤信太郎
理 事	深沢今朝一
監 事	井桁 薫
監 事	小林十三男

3. この法人の設置する幼稚園の卒業者が年齢25年に達するまでの間は、第24条の規定の適用については、同条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で25年以上の者」とあるのは「この法人の設置する幼稚園の園児の保護者」と、同条第2項中「第1号」とあるのは「第1号および第2号」と、「この法人の職員の地位を退いたときは」とあるのは「この法人の職員の地位を退いたとき、またはこの法人の設置する幼稚園の園児の保護者でなくなったとき」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1. この寄附行為は昭和53年4月1日から施行する。

2. この法人の設置する高等学校の卒業者が年齢25年に達するまでの間は、第24条の規定の適用については、同条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で25年以上の者」とあるのは「この法人の設置する高等学校の生徒の保護者」と、同条第2項中「第1号」とあるのは「第1号および第2号」と、「この法人の職員の地位を退いたときは」とあるのは、「この法人の職員の地位を退いたとき、またはこの法人の設置する高等学校の生徒の保護者でなくなったとき」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1. この寄附行為は昭和62年4月13日から施行する。

2. 第24条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者」とあるのは、当分の間「この法人の設置する学校を卒業した者の保護者」とする。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成2年3月31日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成3年3月30日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成5年3月31日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成9年4月1日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成13年1月26日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成18年4月1日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成19年4月1日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成21年1月23日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成27年3月31日)から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(平成29年10月5日)から施行する。

附 則

1. 令和2年2月17日に埼玉県知事が認可したこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この寄附行為は埼玉県知事の認可の日(令和2年11月20日)から施行する。

附 則

1. 令和3年2月18日に埼玉県知事が認可したこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1. 令和3年11月30日に埼玉県知事が認可したこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。